

インフルエンザ登園申出書（経過報告書）

インフルエンザによる出席停止期間の基準については、学校保健安全法施行規則第 19 条により、「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで」と規定されていることから、登園する際には、下記事項をご記入・ご確認の上、提出願います。

（*記載に際しては裏面もご参照下さい）

クラス		園児名	
-----	--	-----	--

①	受診医療機関名： _____
②	発症日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 (病気による熱等の症状が始まった日)
③	診断日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 (医療機関で診断された日)
④	診断型： A 型 ・ B 型 ・ 不明 ・ その他 (_____)
⑤	処方薬： イナビル・リレンザ・タミフル・ゾフルーザ・その他 (_____)

⑥ 体温の経過

	体温測定月日	測定時間：体温	備考
発症日	月 日	時 分： 度	発症後 5 日間は解熱しても必ずお休みとなります。 ※詳しくは裏面をご確認下さい。
1 日目	月 日	時 分： 度	
2 日目	月 日	時 分： 度	
3 日目	月 日	時 分： 度	
4 日目	月 日	時 分： 度	
5 日目	月 日	時 分： 度	
6 日目	月 日	時 分： 度	
7 日目	月 日	時 分： 度	
8 日目	月 日	時 分： 度	
9 日目	月 日	時 分： 度	
10 日目	月 日	時 分： 度	

上記のとおり、発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 3 日を経過しましたので、本日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者名： _____ 印

インフルエンザにおける出席停止期間（幼稚園・認定こども園・保育所等）

『出席停止期間』＝『発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで』

※ 発症した次の日を 1 日目として最低でも 5 日間は出席停止となる。

発症後 3 日目以降に解熱した場合には、解熱後 3 日を経過するまで出席停止となるため、5 日を越えての出席停止となる。

発症日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目
発症した後 5 日登園不可 									
発熱	→ 解熱	×	×	×	×	○	○	○	○
発熱	→ 解熱		×	×	×	○	○	○	○
発熱	→ 解熱			×	×	×	○	○	○
発熱	→ 解熱				×	×	×	○	○
発熱	→ 解熱					×	×	×	○

☆ 1 日のうちで発熱したり、下がったりした場合は発熱期間とします。

☆ この登園申出書(経過報告書)は、病院での医師の診断・治療後に保護者が記載し、出席停止期間終了後の初回登園時に園へと提出をお願いします。

☆ これとは別に登園許可証の提出の必要はありません。